

令和5年7月18日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

近畿日本ツーリスト株式会社

期間: 令和5年7月18日から令和5年8月17日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2名が、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり あつひこ 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ けんいち 磯川 健一 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 たくわ ゆうじ 宅和 祐治 (内線 6310)

経理調達課長補佐 のぐち みちひさ 野口 道久 (内線 6313)

令和5年7月18日

近畿地方整備局

近畿日本ツーリスト株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2名は国の新型コロナワクチンのコールセンター事業を巡り、自治体に過大請求していたとして、令和5年6月15日、詐欺の疑いで大阪府警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店の支店長と支店の社員2名が詐欺の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：近畿日本ツーリスト株式会社

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

代表取締役 高浦 雅彦

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年7月18日から令和5年8月17日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。